

短期退職時の返戻金制度について

採用決定者が短期退職した場合は、下記の割合で紹介手数料を返金します。

1) 6ヶ月以上の雇用の場合

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・3ヶ月以内で退職 | 紹介手数料の90% |
| ・3ヶ月を超え6ヶ月以内で退職 | 紹介手数料の60% |

2) 6ヶ月未満の雇用の場合

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・1ヶ月以内で退職 | 紹介手数料の90% |
| ・1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職 | 紹介手数料の60% |
| ・3ヶ月を超え6ヶ月未満で退職 | 紹介手数料の40% |

※事業所側の都合による解雇、退職は対象となりません。

許可番号

38-ユ-300098

事業所の名称及び所在地

公益社団法人松山市シルバー人材センター

愛媛県松山市若草町8-3